

The Staff-V 担当者様 各位

(株)ビジネスアプリケーション サポート部 TEL:03-3577-7645

<https://www.b-appli.co.jp>

大変重要なお知らせです！

※The Staff-V 給与ご担当者様にお渡し下さい

健康保険・介護保険料率について

拝啓

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年度の協会けんぽ（全国健康保険協会）の健康保険料率・介護保険料率は、令和3年3月分保険料（令和3年4月納付分）から変更になります。

健康保険料率は都道府県ごとに改定されます。健康保険料率の内訳である「特定保険料率」と「基本保険料率」の比率のみが改定される都道府県は、給与明細書に「特定保険料」と「基本保険料」に分けて印字を行っている場合のみ必要となります。また、介護保険料率が引き上げとなります。

つきましては、後述の＜健康保険料率の変更方法＞＜介護保険料率の変更方法＞をご参照の上、変更・更新処理を行っていただきます様お願い申し上げます。

尚、詳しい改正内容については管轄の全国健康保険協会にお問い合わせ下さい。

敬具

＜健康保険料率の変更方法＞

- 保険料率が変更になっている都道府県の場合に作業を行って下さい。
- 料率変更は、令和3年3月分保険料を計算する前に行って下さい。
- 参考資料

都道府県	現行	変更後			都道府県	現行	変更後		
	一般保険	一般保険	特定保険	基本保険		一般保険	一般保険	特定保険	基本保険
北海道	104.10	104.50	35.30	69.20	滋賀県	97.90	97.80	35.30	62.50
青森県	98.80	99.60	35.30	43.30	京都府	100.30	100.60	35.30	65.30
岩手県	97.70	97.40	35.30	62.10	大阪府	102.20	102.90	35.30	67.60
宮城県	100.60	100.10	35.30	64.80	兵庫県	101.40	102.40	35.30	67.10
秋田県	102.50	101.60	35.30	66.30	奈良県	101.40	100.00	35.30	64.70
山形県	100.50	100.30	35.30	65.00	和歌山県	101.40	101.10	35.30	65.80
福島県	97.10	96.40	35.30	61.10	鳥取県	99.90	99.70	35.30	64.40
茨城県	97.70	97.40	35.30	62.10	島根県	101.50	100.30	35.30	65.00
栃木県	98.80	98.70	35.30	63.40	岡山県	101.70	101.80	35.30	66.50
群馬県	97.70	96.60	35.30	61.30	広島県	100.10	100.40	35.30	65.10
埼玉県	98.10	98.00	35.30	62.70	山口県	102.00	102.20	35.30	66.90
千葉県	97.50	97.90	35.30	62.60	徳島県	102.80	102.90	35.30	67.60
東京都	98.70	98.40	35.30	63.10	香川県	103.40	102.80	35.30	67.50
神奈川県	99.30	99.90	35.30	64.60	愛媛県	100.70	102.20	35.30	66.90
新潟県	95.80	95.00	35.30	59.70	高知県	103.00	101.70	35.30	66.40
富山県	95.90	95.90	35.30	60.60	福岡県	103.20	102.20	35.30	66.90
石川県	100.10	101.10	35.30	65.80	佐賀県	107.30	106.80	35.30	71.50
福井県	99.50	99.80	35.30	64.50	長崎県	102.20	102.60	35.30	67.30
山梨県	98.10	97.90	35.30	62.60	熊本県	103.30	102.90	35.30	67.60
長野県	97.00	97.10	35.30	61.80	大分県	101.70	103.00	35.30	67.70
岐阜県	99.20	98.30	35.30	63.00	宮崎県	99.10	98.30	35.30	63.00
静岡県	97.30	97.20	35.30	61.90	鹿児島県	102.50	103.60	35.30	68.30
愛知県	98.80	99.10	35.30	63.80	沖縄県	99.70	99.50	35.30	64.20
三重県	97.70	98.10	35.30	62.80					

【作業手順】

1. 下記作業を行う PC 以外の、全ての The Staff-V を終了します。
2. 『設定』 - 【事業所マスタ】 - 《銀行・保険》タブを開きます。設定している都道府県の確認をします。
3. 『サブマスタ』 - [税率表] - 【保険料額表（協会）】を開きます。
4. 2. で確認した都道府県が表示されていることを確認し、修正ボタンをクリックします。
5. **掛率変更** ボタンをクリックします。健康保険にチェックを入れて、本人負担率 **50%**、掛率に **98.40**(被保険者・事業所合計の料率になります。)、特定保険料率 **35.30** 基本保険料率 **63.10** と入力します。(この料率は、東京都の率になります。都道府県によって異なりますのでご注意ください。) 丸め方法 (※1 をご参照下さい。) を選択の上、実行します。自動計算された金額をご確認下さい。
※この時点では、【スタッフマスタ】に反映はされていません。
6. 賞与項目の健康保険料率 (被保険者/事業所)・特定保険料率 (被保険者)・基本保険料率 (被保険者) に料率を入力します。料率は、それぞれの料率の折半になります。

2. 『設定』 - 【事業所マスタ】 - 《銀行・保険》タブ

3. 『サブマスタ』 - [税率表] - 【保険料額表（協会）】

※画面料率は「東京都」の料率になります。

6. 『サブマスタ』 - [税率表] - 【保険料額表（協会）】

※画面料率は「東京都」の料率になります。

7. 【保険料額表（協会）】の画面で登録ボタンをクリックし、「修正をスタッフマスタ、算定・月変データに反映させますか？」というメッセージウィンドウで**はい**をクリックすると【スタッフマスタ】 - 《給与情報》 - 《社会保険》タブの金額、【算定・月変データ】の金額が修正されます。

※修正対象となるのは、健康保険の加入区分にチェックがあるスタッフのみとなります。

次に表示される「社会保険履歴を作成しますか？」

というメッセージウィンドウで**はい**をクリックすると【スタッフマスタ】 - 《履歴参照》 - 《社会保険履歴》タブに変更履歴が作成されます。

※『設定』 - 【初期設定】 - 《スタッフ》 - 《共通》タブの「社会保険履歴・労働保険履歴を作成する」にチェックが入っている場合は、メッセージウィンドウは表示されず、必ず変更履歴が作成されます。

8. これ以降に給与・賞与計算をすると、新料率で金額が徴収されます。

< 介護保険料率の変更方法 >

- 料率変更は、令和3年3月分保険料を計算する前に行ってください。
- 参考資料

	本人負担分	事業所負担分	保険料率
現行	8.95/1,000	8.95/1,000	17.90/1,000
令和3年3月以降	9.00/1,000	9.00/1,000	18.00/1,000

【作業手順】

1. 下記作業を行う PC 以外の、全ての The Staff-V を終了します。
2. 『サブマスタ』-[税率表]-【保険料額表（協会）】を開きます。
3. <健康保険料率の変更方法>の【作業手順】の2.で確認した都道府県が表示されていることを確認し、修正ボタンをクリックします。

4. 掛率変更ボタンをクリックします。介護保険にチェックを入れて、本人負担率 **50%**、掛率に **18.00** と入力し、丸め方法（※1をご参照下さい。）を選択の上、実行します。自動計算された金額をご確認下さい。※この時点では、【スタッフマスタ】に反映はされていません。

5. 【保険料額表（協会）】の画面で登録ボタンをクリックし、「修正をスタッフマスタ、算定・月変データに反映させますか？」というメッセージウィンドウで「はい」をクリックすると【スタッフマスタ】-《給与情報》-《社会保険》タブの金額、【算定・月変データ】の金額が修正されます。

※ 修正対象となるのは、健康保険と介護保険の加入区分にチェックがあるスタッフのみとなります。

次に表示される「社会保険履歴を作成しますか？」というメッセージウィンドウで「はい」をクリックすると【スタッフマスタ】-《履歴参照》-《社会保険履歴》タブに変更履歴が作成されます。

※『設定』-【初期設定】-《スタッフ》-《共通》タブの「社会保険履歴・労働保険履歴を作成する」にチェックが入っている場合は、メッセージウィンドウは表示されず、必ず変更履歴が作成されます。

6. 次に『設定』-【初期設定】を開きます。《賞与》-《共通》タブを開き、協会けんぽの介護保険の料率を **9.00** に変更します。
7. これ以降に給与・賞与計算をすると、新料率で金額が徴収されます。

社会保険料率(%)		協会けんぽ	
		就労者	事業所
健康保険料率			
特定保険料率			
基本保険料率			
調整保険料率			
介護保険料率	9.00	9.00	
厚生年金料率	91.50	91.50	
年金基金料率	0.00	0.00	
子育て拠出金料率			3.60

6. 『設定』-【初期設定】-《賞与》-《共通》タブ

※1 保険料の被保険者負担金額の端数処理方法は、丸め方法で選択する事が可能です。丸め方法で「五捨六入」を選択すると「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」に基づいて自動計算されます。その結果、等級によっては被保険者の方が事業主負担より保険料が高くなります。事業主と被保険者間で特約がある場合には、丸め方法で特約に合ったものを選択し、実行して下さい。

※2 【保険料額表（自社）】をご使用で、保険料率の改定がある場合には、『サブマスタ』-[税率表]-【保険料額表（自社）】を開き、上記手順にて修正して下さい。また、『設定』-【初期設定】-《賞与》-《共通》タブの修正も行って下さい。

以上

2. 『サブマスタ』-[税率表]-【保険料額表（協会）】

